



## 野々市市 市民活動登録団体の登録について

### ○趣旨

野々市市では、「市民協働のまちづくり」を第二次総合計画の基本姿勢のひとつとして位置付けています。

市民一人ひとりが担い手となるまちづくりを進めていくため、「市民活動団体」を把握するとともに、団体活動の周知や団体同士のネットワークの形成及び団体の育成支援を図り、市民と行政との協働のまちづくりを推進することは大切なことと考えます。

### ○登録の要件

野々市市の市民活動登録団体として登録するためには、次の要件に該当する必要があります。ただし、相互扶助的な活動、又は個人の趣味的な活動を目的とする団体は除きます。

- (1) 社会貢献を目的とし、地域の課題解決のため自主的に公益的な活動を行っていること。
- (2) 主な構成員が市民であるか、又は主な活動が市内で行われていること。
- (3) 政治的、宗教的活動又は公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (4) 市民活動を継続的に行っていること。
- (5) 構成員が5人以上であること。
- (6) 団体の定款又は規約、若しくは会則が定められていること。

※市民活動団体登録制度は、野々市市民活動センターを活用して社会貢献活動の推進を図るために設けられています。公民館施設利用料の減免を目的とする登録はできません。

### ○「スタートアップ団体」と「本登録団体」

新しく野々市市で登録を希望される団体については、上記要件の(1)～(3)を充たしていれば「スタートアップ団体」として申請できます。

申請後、「スタートアップ団体」としての認定を受けた団体については、定期的にコーディネーターとフォローアップ面談を行うこととし、その際活動を行う中で出てきた疑問などを相談することができます。

活動を続ける中で、上記要件(4)～(6)の達成を当面の目標としつつ、市主催の交流会等の事業への積極的な参加を期待いたします。

※「スタートアップ団体」から「本登録団体」への移行期間はおおむね新規登録後2年間を想定しています。要件を充たせなかった団体については、登録を抹消することがあります。

上記6要件をすべて充たした団体を「本登録団体」と称します。「本登録団体」は、野々市市から下記の支援を受けることができます。（要件を充たしていれば、「スタートアップ団体」ではなく「本登録団体」として登録申請を行うことができます）

#### ○登録団体への支援

- ①市ホームページで団体の基本情報を紹介します
- ②市民活動に役立つ情報提供を受けることができます
- ③センター内掲示板やパンフレットスタンドにチラシを設置できます
- ④市民活動ルームの予約や、ロッカー、レタートレー等を使用できます
- ⑤結ネット（※）を利用できます
- ⑥コーディネーターから活動支援サービスを受けることができます
- ⑦一部公共施設使用料の減免を受けることができます

※市民活動ルームの予約やイベントPR、情報共有等ができるスマートフォンアプリ

「スタートアップ団体」については、

⑦記載の公共施設でも、市民活動ルーム以外の公民館諸室について月ごとの減免利用回数の制限（市中央公民館ホール以外の諸室：月4回 → 月1回まで）があります。

※「本登録団体」ホール・調理室：原則 1 か月に 1 回 まで  
その他諸室：原則 1 か月に 4 回 まで

また、④のうち、ロッカー、レタートレーの使用については本登録団体のみへの支援となります。

#### ○登録の方法

上記要件を充たし、登録を希望する団体は、次の書類に必要事項を記入の上、下記お問い合わせ先あて提出してください。

- (1) 野々市市民活動センター登録団体認定申請書
- (2) 団体の定款、規約又は会則
- (3) 直近年度の収支（活動）計算書
- (4) 団体の会員（構成員）名簿
- (5) 活動写真
- (6) 活動の様子が分かるもの（会報、報告書等）



### ○登録の流れ

- (1) 申請書及び添付書類を市役所（市民協働課）又は市民活動センター（にぎわいの里ののいち カミーノ）窓口に提出。
- (2) 活動内容・活動計画の把握のため、ご提出いただいた書類の審査及び申請団体代表者と面談を行います。  
※面談の日程につきましては、書類提出後から概ね2週間以内で設定します。
- (3) 審査後、市から団体登録の認定通知書等を郵送します。

### ○登録内容の公開・変更

- (1) 登録申請書及び添付された資料に基づき作成した団体情報を野々市市ホームページに掲載し、一般公開します。
- (2) 団体登録の内容に変更が生じた場合又は登録を取りやめる場合は、「登録情報変更・抹消届出書」を市民協働課あてご提出ください。

### ○注意事項

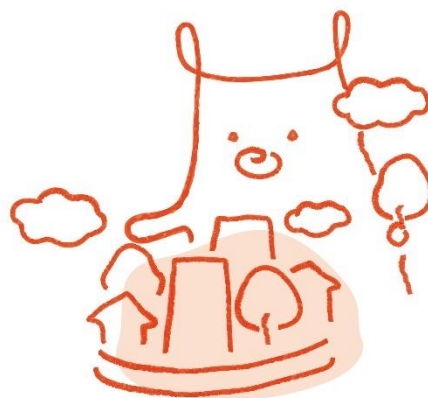
登録を受けた団体が登録の要件を失うか、又は登録していることがふさわしくないと判断されたときは、登録を抹消します。

### ○その他

最新の団体情報をHPで公開するために、2年ごとに更新を行います。

登録の更新を希望する団体は書類を提出してください。

提出がない場合は更新の意思がないものとみなし、登録を抹消します。



お問い合わせ先

〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地

野々市市役所 市民協働課

TEL：076-227-6029 FAX：076-227-6259

E-mail：kyoudou@city.nonoichi.lg.jp